

◇ 速度取締り指針 ◇

- 羽生警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
羽生市道	7:00～ 9:00 16:00～20:00	羽生市大字 加羽ヶ崎	30km/h (指定)

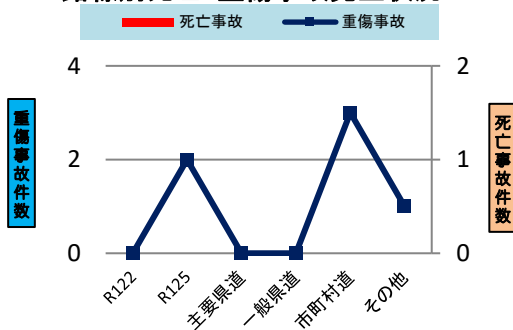
上記路線のほか、
○ 実勢速度が高い県道・市道
○ 重傷事故が多く発生している地域
などでも速度取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】

大規模店舗や区画整理の進展により、交通量が増加傾向にあり、住宅の建設も進行して人口増加も認められているため。

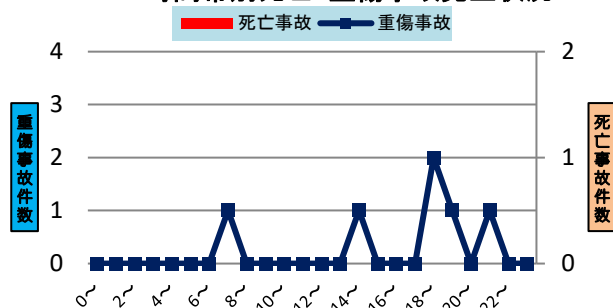
<管内における交通事故発生状況> (令和8年6月末現在)

路線別死亡・重傷事故発生状況



- 令和8年中の交通死亡事故の発生はありません。
- 重傷事故については、全体の5割が市道で発生しています。

時間帯別死亡・重傷事故発生状況



- 令和8年中の交通死亡事故の発生はありません。
- 重傷事故は、午後6時から午後8時に多く発生しています。

～令和8年6月末現在～

- 令和8年中の死亡事故の発生はありませんが、令和7年に死亡事故が1件発生しています。
- 羽生署管内の人身事故原因の約32%が安全不確認、次いで前方不注視が約19%です。
- 羽生署管内の人身事故負傷者は自動車(四輪)乗車中が約75%です。
- 羽生署管内の人身事故負傷者で最も多い年齢層は高齢者で、全体の約20%です。

その他の交通指導取締り

- 薄暮時間帯から帰宅時間帯にかけて、市道における交通指導取締りを行います。
- 国道122号、県道羽生栗橋線では、交差点事故防止のため、交差点関連違反取締り等を行います。
- 市街地では、歩行者保護のため、歩行者妨害違反の取締りを行います。
- 通学路における可搬式自動速度取締りを強化します。
- 一時不停止違反、信号無視違反及び踏切事故防止のため、踏切不停止違反取締りを行います。
- 悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りを実施します。